

第 5 7 号議案

加東市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

加東市空家等の適切な管理に関する条例（平成 3 0 年加東市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

[新設]

(3)・(4) [略]

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条に基づき空家等対策計画を定めるものとする。

(立入調査等)

第7条 [略]

2 市長は、法第9条第2項の規定により、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 管理不全空家等 適切な管理が行われないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

(4)・(5) [略]

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適切に管理するとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

(立入調査等)

第7条 [略]

2 市長は、法第9条第2項の規定により、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3・4 〔略〕

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 〔略〕

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

〔新設〕

(助言又は指導)

第10条 市長は、法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の

3・4 〔略〕

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 〔略〕

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第10条 市長は、法第13条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、基本方針(法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(特定空家等への助言又は指導)

第11条 市長は、法第22条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の

伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項で定めるもののほか、空家等の所有者等に対し、適切な管理のために必要な助言又は指導することができる。

（勧告）

第11条 市長は、前条第1項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除去、修繕、立木林の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（命令等）

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第14条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書

伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

[削る]

（特定空家等への勧告）

第12条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

（特定空家等への命令等）

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、法第22条第3項の規定により、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、法第22条第4項の規定により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書

の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第14条第6項の規定により、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第14条第7項の規定により、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(代執行等)

第13条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに

の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第22条第5項の規定により、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第22条第6項の規定により、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、法第22条第7項の規定により、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(特定空家等への代執行等)

第14条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに

完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第10条第1項の助言若しくは指導又は第11条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

〔新設〕

完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第11条の助言若しくは指導又は第12条の勧告が行われるべき者を確知することができないため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、法第22条第10項の規定により、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

3 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、前条の規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にか

〔新設〕

(公示等)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による命令をした場合においては、法第14条第11項の規定により、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

2 前項の標識は、法第14条第12項の規定により、第12条第1項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第15条 〔略〕

〔新設〕

かわらず、法第22条第11項の規定により、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

4 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、法第22条第12項の規定により、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

(特定空家等に係る公示等)

第15条 市長は、第13条第1項の規定による命令をした場合においては、法第22条第13項の規定により、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

2 前項の標識は、法第22条第14項の規定により、第13条第1項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第16条 〔略〕

(空家等管理活用支援法人の指定)

第17条 市長は、法第23条第1項の規定により、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、法第24条各号に掲げる業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用

<p>[新設]</p>	<p><u>支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。</u></p> <p><u>3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事業所若しくは営業所の所在地を変更するときは、法第23条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</u></p> <p><u>（支援法人の監督等）</u></p> <p><u>第18条 市長は、法第25条第1項の規定により、法第24条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、支援法人が法第24条各号に掲げる業務を適切かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、法第25条第3項の規定により、前条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</u></p>
-------------	--

<p>[新設]</p> <p>第16条・第17条 [略]</p>	<p>4 <u>市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。</u> <u>(支援法人への情報の提供等)</u></p> <p>第19条 <u>市長は、法第26条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、法第26条第2項の規定により、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、市長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、法第26条第3項の規定により、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の同意は、法第26条第4項の規定により、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。</u></p> <p>第20条・第21条 [略]</p>
----------------------------------	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の加東市空家等の適切な管理に関する条例（以下「新条例」という。）第14条第2項及び第4項（同条第2項に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第2項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの条例による改正前の加東市空家等の適切な管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第2項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第3項及び第4項（同条第3項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新条例第12条の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧条例第11条の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

第57号議案 要旨

加東市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の改正に伴い、空家等の適切な管理及びその活用を一層促進するため、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定等について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 特定空家等となることを未然に防ぐため、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等の管理に関する措置として、当該空家等の所有者等への指導及び勧告に関する規定を加えること。（第10条関係）
- (2) 特定空家等に対する措置として、緊急時の代執行に関する規定を加えること。（第14条関係）
- (3) 空家等管理活用支援法人の指定等に関する規定を加えること。（第17条～第19条関係）
- (4) 法の改正による引用条項のずれを改めるとともに、文言を整理すること。（第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第11条～第13条及び第15条関係）
- (5) 条例の改正に伴う条ずれを改めること。（第16条、第20条及び第21条関係）

3 施行期日

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日

第57号議案 説明資料

加東市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成30年加東市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (4) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
<p>(助言及び指導)</p> <p>第4条 〔新設〕</p> <p>条例第10条第1項の規定による助言は、原則として文書により行い、同項の規定による指導は、<u>指導書（様式第3号）</u>により行うものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第5条 〔新設〕</p> <p>条例第11条の勧告は、<u>勧告書（様式第4号）</u>により行うものとする。</p> <p>(命令等)</p>	<p>(助言及び指導)</p> <p>第4条 <u>条例第10条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書（様式第3号）により行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 条例第11条第1項の規定による助言は、原則として文書により行い、同項の規定による指導は、<u>特定空家等に関する指導書（様式第4号）</u>により行うものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第5条 <u>条例第10条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に関する勧告書（様式第5号）により行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 条例第12条の勧告は、<u>特定空家等に関する勧告書（様式第6号）</u>により行うものとする。</p> <p>(命令等)</p>

第6条 条例第12条第1項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 条例第12条第2項の意見書の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第7号）により行うものとする。

4 条例第12条第3項の請求は、命令に係る事前通知に対する意見聴取請求書（様式第8号。以下「意見聴取請求書」という。）により行うものとする。

5 条例第12条第2項の通知書の交付を受けた者又はその代理人が前項の意見聴取請求書を提出したときは、第3項に規定する意見書の提出は要しないものとする。

6 条例第12条第5項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第9号）により行うとともに、これを公告するものとする。

（標識の設置）

第7条 条例第14条第1項の規定による標識は、標識（様式第10号）により行うものとする。

（緊急安全措置）

第8条 条例第15条第2項の通知は、空家等に対する緊急安全措置実施通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の公告は、前項の通知書を加東市公告式条例（平成18年加東市条例第3号）第2条第2項に規定する市役

第6条 条例第13条第1項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の通知書の交付は、命令に係る事前の通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第13条第2項の意見書の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第9号）により行うものとする。

4 条例第13条第3項の請求は、命令に係る事前通知に対する意見聴取請求書（様式第10号。以下「意見聴取請求書」という。）により行うものとする。

5 条例第13条第2項の通知書の交付を受けた者又はその代理人が意見聴取請求書を提出したときは、第3項に規定する意見書の提出は要しないものとする。

6 条例第13条第5項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第11号）により行うとともに、これを公告するものとする。

（標識の設置）

第7条 条例第15条第1項の規定による標識は、標識（様式第12号）により行うものとする。

（緊急安全措置）

第8条 条例第16条第2項の通知は、空家等に対する緊急安全措置実施通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第14条第2項の公告は、前項の通知書を加東市公告式条例（平成18年加東市条例第3号）第2条第2項に規定する市役

所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

(代執行等)

第9条 条例第13条の規定による処分（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、戒告書（様式第12号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の通知は、代執行令書（様式第13号）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第14号）とする。

〔新設〕

〔新設〕

所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

(代執行等)

第9条 条例第14条第1項の規定による処分（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、戒告書（様式第14号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の通知は、代執行令書（様式第15号）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第16号）とする。

(支援法人の指定等)

第10条 条例第17条第1項の規定による申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第17号）により行うものとする。

2 条例第17条第1項の規定による指定は、空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第18号）により行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、空家等管理活用支援法人変更届（様式第19号）により行うものとする。

(支援法人の監督)

第11条 条例第18条第1項の規定による報告の徴収は、空家等管理活用支援法人業務報告書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による命令は、空家等管理活用支援法人業務改善命令書（様式第21号）により行うものとする。

(指定の取消)

〔新設〕	<u>第12条 条例第18条第3項の規定による指定の取消は、空家等管理活用支援法人指定取消通知書（様式第22号）により行うものとする。</u> <u>（支援法人の公示）</u>
〔新設〕	<u>第13条 条例第17条第2項及び第4項並びに第18条第4項の規定による公示は、加東市公告式条例第2条第2項に規定する市役所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。</u>
第10条 〔略〕	第14条 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。